狛江市個人情報保護審議会付議案件シート
【政策室】

<table>
<tr><td>■ 諮問
□ 報告 事項</td><td colspan="2">狛江市民センター増改築等に係る市民アンケートの実施に伴う保有個人情報の目的外利用，外部提供及び目的外利用・外部提供に係る通知の要否について</td></tr>
<tr><td rowspan="4">根拠規定</td><td>□①条例第８条第２項第６号
本人外収集</td><td>■②条例第12条第２項第４号
目的外利用</td></tr>
<tr><td>■③条例第13条第２項第４号
外部提供</td><td>□④条例第14条第２項
電子計算機処理による記録項目の設定，追加又は変更</td></tr>
<tr><td>□⑤条例第15条第１項第２号
電子計算機処理による結合</td><td>□⑥条例第44条第２項各号に掲げる事項</td></tr>
<tr><td colspan="2">□⑦その他
（　　）</td></tr>
<tr><td>主管課</td><td colspan="2">企画財政部政策室</td></tr>
<tr><td>事務の名称</td><td colspan="2">狛江市民センター増改築等に係る市民アンケート</td></tr>
<tr><td>事務の概要</td><td colspan="2">狛江市民センターの増改築等の検討に当たり，市民団体から提出された「市民センター（中央公民館・中央図書館）増改築に関する市民提案書」の提案をもとに改築・増築等の５つのパターンを作成し，整備等に必要な費用や工期，面積規模，将来計画等各案の特徴を比較できるように整理したところである。
各案のうち，どの案が適しているか市民の意見を聴くとともに，公民館及び図書館の必要性や利用状況等についてのアンケートを実施する。
市民アンケートの意見等を参考にした上で，平成29年度中に市としての方向性を決定する。</td></tr>
<tr><td>実施時期</td><td colspan="2">平成29年12月（予定）</td></tr>
<tr><td>件数</td><td colspan="2">2,500件</td></tr>
<tr><td colspan="3">□収集する個人情報の項目
■目的外利用する
□外部提供する
□記録項目に設定する
□記録項目に追加する
□記録項目に変更する
保有個人情報の項目</td></tr>
</table>

基本的事項	心身の状況	家族状況等	社会生活
□識別番号 ■氏名 □本籍 □国籍 ■生年月日 □年齢 ■性別 ■住所 □電話番号 □電子メールアドレス □口座情報	□健康状態 □病歴 □身体の特徴	□家族状況 □親族関係 □婚姻	□職業 □職歴 □学歴 □学業 □資格 □賞罰 □成績 □評価 □財産 □収入 □納税状況 □趣味 □公的扶助

その他の記録項目	
目的外利用をする個人情報取扱事務（提供元の事務）の名称	住民基本台帳に係る事務
目的外利用をする個人情報取扱事務（提供元の事務）を行う組織の名称	市民生活部市民課
目的外利用の理由，方法等	（理由，方法等） 1　アンケートの送付対象者を選出するために住民基本台帳に登録されている15歳以上の市民の中から無作為に抽出し，その者の郵便番号，住所，氏名及びバーコードを宛名タックシールに印刷する方法で目的外利用を行う。 　なお，返信していただくアンケートは，無記名式とする。 2　保有個人情報の保護については，狛江市個人情報保護条例の遵守をするものとし，宛名タックシールへの入力の際に使用した上記の送付対象者のデータは，印刷後速やかに消去するものとする。

□収集する個人情報の項目 □目的外利用する ■外部提供する □記録項目に設定する □記録項目に追加する □記録項目に変更する	保有個人情報の項目		
基本的事項	心身の状況	家族状況等	社会生活
□識別番号　■氏名 □本籍　□国籍 □生年月日　□年齢 □性別　■住所 □電話番号 □電子メールアドレス □口座情報	□健康状態 □病歴 □身体の特徴	□家族状況 □親族関係 □婚姻	□職業　□職歴 □学歴　□学業 □資格　□賞罰 □成績　□評価 □財産　□収入 □納税状況　□趣味 □公的扶助
その他の記録項目			

外部提供先の概要	未定
外部提供の形態	■紙媒体 □電磁的記録媒体 □その他の媒体 （具体的な形態）
外部提供の理由，方法等	（理由，方法等） 庁内で印刷した宛名タックシールを委託事業者に手渡し，委託事

	業者は，宛名タックシールの貼付，アンケートの封入，封緘及び返信されたアンケートの集計を行う。
外部提供先での個人情報の管理の方法	保有個人情報は紙媒体で渡し，施錠できる場所で貼付，封入及び封緘作業を行う。委託期間内において施錠できる室内で宛名タックシール等を保管する。
外部提供する条件	個人情報の保護については,狛江市個人情報保護条例の遵守を徹底させ，委託契約の中で厳密な取扱いを求めるとともに,個人情報の取扱いに関する特記仕様書を取り交わすこと。

通　知	目的外利用・外部提供	□有	□事前　□事後 （方法）
		■無	（理由） （例） 1　第 12 条第５項及び第 13 条第５項の規定の趣旨は，目的外利用及び外部提供される保有個人情報の本人に対し，自己情報コントロール権の保障及び当該権利行使の機会の作出をすることにある。 2　しかし，本件においては,アンケート送付対象者の選出は，庁内で行うこと及び宛名タックシールの貼付，アンケートの封入・封緘・集計の作業は，施錠できる室内において作業し，宛名タックシール等を保管するため，目的外利用による保有個人情報の漏えいのリスクは非常に低いといえる。 　また，本件事業は，狛江市民センター増改築等を検討するに当たり，広く市民の意見を聴く上でとても有効な方法であるから，必要性が非常に高いため，本件目的外利用の必要性が高いといえる。 3　そのため，保有個人情報を目的外利用及び外部提供することにつき本人が自己情報コントロール権を行使しないことが一般通常人の立場から明らかであるといえる。 　よって，本件については，第12条第５項ただし書及び第13条第５項ただし書を適用し，目的外利用及び外部提供にかかる通知は，不要といたしたい。 　なお，アンケートを送付する前に広報にてアンケート送付の周知を行うこととする。
そ の 他 資 料		別紙　狛江市民センター増改築等に係る市民アンケート	
備　　考			

皆さんの声をお聴かせください！

狛江市民センター（中央公民館・中央図書館）に関する市民アンケート（案）

日頃より，狛江市政にご協力いただき，誠にありがとうございます。
狛江市では，協定を締結した「市民センターを考える市民の会」の提案を踏まえ、狛江市民センター（以下，「市民センター」）の改修について検討しています。

今回のアンケートは，市民センターを改修するにあたり，市の計画を作成する際の参考として，市民センターにある公民館や図書館の利用状況や市民センター改修の考え方等をお伺いするために実施するものです。
なお，今回のアンケートは，平成 29 年〇月〇日時点で満 15 歳以上の方の中から無作為に抽出した 2,500 人の皆さんに送付しています。
※無記名のアンケートであり，匿名のデータとして統計的に処理しますので，ご迷惑をお掛けすることは一切ないことを申し添えます。

魅力あるまちづくりに向けて，調査の趣旨をご理解いただき，一人でも多くの皆さんのご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成 29 年 12 月
狛江市長　高橋　都彦

● ご記入にあたってのお願い ●

ご記入いただきました調査票は，同封されている返信用封筒に入れて，
〇月〇日（　）までに 郵便ポストに投函してください。（切手は不要です。）

【担当】狛江市企画財政部政策室企画調整担当
電話 03-3430-1111（内線 2451・2452）（平日午前８時 30 分から午後５時まで）
FAX 03-3430-6870

狛江市民センターとは？

市民センターを考える市民の会とは？

市民センターの現状写真や図面

市民の会の提案の内容　等

○市民センターの検討プラン比較表

検討プラン	現状	①案	②－1案	②－2案	③案	④案
1．概念図（建物）	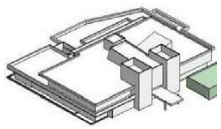	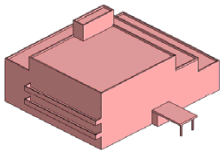	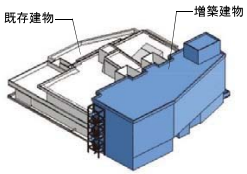	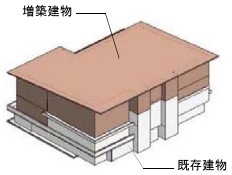	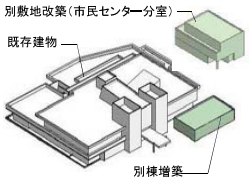	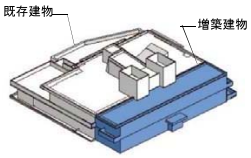
（広場）	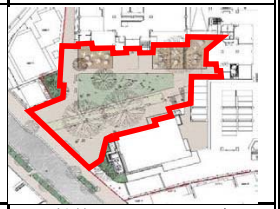			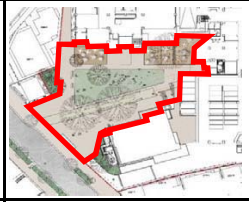		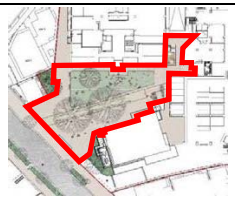
2．本体構造	鉄筋コンクリート造 地上２階、地下２階	鉄筋コンクリート造 地上４階、地下１階	現状と同じ	現状と同じ	現状と同じ	現状と同じ
3．増築方法	－	建て替え	横方向	縦方向	横＋別敷地	横方向
4．増築部構造、規模	－	－	鉄骨造 地上４階	木造 ２階分	鉄骨造１階＋３階	鉄骨造 ２階
5．延べ床面積	3,692㎡	6,386㎡	6,301㎡	6,496㎡	4,959㎡	4,726㎡
（うち公民館部分）	（1,591㎡）	（2,256㎡）	（2,310㎡）	（2,313㎡）	（2,125㎡）	（1,985㎡）
順位（面積が大きい順位）	－	3	2	1	4	5
（うち図書館部分）	（707㎡）	（2,569㎡）	（2,065㎡）	（2,431㎡）	（1,351㎡）	（1,305㎡）
順位（面積が大きい順位）	－	1	3	2	4	5
6．公民館の貸出室	11	16	16	16	16	16
順位（部屋数が多い順位）	－	3	3	3	1	1
7．図書館の蔵書	16.8万冊	35.0万冊	31.4万冊	35.0万冊	25.0万冊	23.7万冊
順位（蔵書数が多い順位）	－	1	3	1	4	5
8．工事後66年間の費用	－	約140.2億円	約130.2億円	約145.5億円	約104.5億円	約93.0億円
順位（費用がかからない順位）	－	4	3	5	2	1
9．工事期間 （使用できない期間）	－	31ヶ月（31ヶ月）	15ヶ月（15ヶ月）	40ヶ月（40ヶ月）	20ヶ月（0ヶ月）	12ヶ月（12ヶ月）
順位（期間が短い順位）	－	4	2	5	3	1
10．市民の会の提案面積確保	－	できる	できる	できる	できない	できない
11．庁舎改築時の一体計画	－	できない	できない	できる	できる	できる

※各案の数値は想定段階のものであり、今後のプラン変更により変動する可能性があります

※②－１案と④案は横方向の増築で同じですが、②－１案は市民の会の提案を満たすことを前提とした案であり、④案は現在の利用状況を考えて作成した案です。

狛江市民センターに関する市民アンケート調査票

質問は全部で８問です。ご協力をぜひお願いいたします。

◆ 以下の質問について，該当する項目１つに○をつけてください。

■ はじめに，あなたご自身のことについてお伺いします。

問 1 あなたの性別を教えてください。

１．男性	２．女性

問 2 あなたの年齢を教えてください。

１．10 歳代	２．20 歳代	３．30 歳代
４．40 歳代	５．50 歳代	６．60 歳代
７．70 歳代	８．80 歳代	９．90 歳以上

問 3 あなたがお住まいの地域を教えてください。

１． 和泉本町	２． 中和泉	３．西和泉
４． 元和泉	５． 東和泉	６．猪方
７． 駒井町	８． 岩戸南	９．岩戸北
10．東野川	11．西野川	

■市民センター（公民館，図書館）等の利用状況についてお伺いします。

問 4 あなたの市民センター（公民館，図書館）及び地域センター・地区センター（以下「地域センター等」）の利用頻度を教えてください。

公民館	１．週１回以上	２．月１回程度	３．年に数回程度	４．利用したことがない又は，ほとんどない
図書館	１．週１回以上	２．月１回程度	３．年に数回程度	４．利用したことがない又は，ほとんどない

地域センター等	1．週１回以上	2．月１回程度	3．年に数回程度	4．利用したことがない 又は，ほとんどない

■市民センター（公民館，図書館）の考えについてお伺いします。

問 5 あなたの市民センター（公民館，図書館）及び地区センター等についての考えをお聞かせください。

公民館	1．グループ活動に参加するため，公民館を充実させてほしい 2．講座，講演会に参加するため，公民館を充実させてほしい 3．その他の利用で使用しているから，公民館を充実させてほしい 4．現状で良いと思う 5．公民館は不要である 6．わからない
図書館	1．図書等を借りるため，蔵書数を増やしてほしい 2．本，新聞，雑誌を読むため，閲覧スペースを広くしてほしい 3．子どもたちが本を読んだりするため，子どもが利用できるスペースを充実させてほしい 4．現状で良いと思う 5．図書館は不要である 6．わからない
地域センター等	1．グループ活動及び．講座，講演会に参加するため，充実させてほしい 2．本，新聞，雑誌を読むため，閲覧スペースを広くしてほしい 3．その他の利用で使用しているから，充実させてほしい 4．現状で良いと思う 5．地域センター等は不要である 6．わからない

■市民センター（公民館，図書館）の改修についてお伺いします。

別紙の（Ａ３用紙の裏面）の「市民センターの検討プラン比較表」をご覧のうえ，下記の質問にお答えください。

問　６ 検討プランのうち、どれが一番良いと思いますか。

1	①案（建て替え）	2	②-1 案（横に増築）	3	②-2 案（上に増築）
4	③案（横に増築、別敷地も活用）	5	④案（横に増築）	6	今のままでよい

問　７ 問６を選んだ理由にあてはまるものを教えてください（複数回答可）。

選んだ理由	１．公民館が充実するため ２．図書館が充実するため ３．現状で良いと思うため ４．公民館は不要であるため ５．図書館は不要であるため ６．市の財源（お金）が限られているため ７．工事期間が短いため ８．わからない

問　８ 市民センター（公民館，図書館）の改修にあたり、ご意見があればお聞かせください。（下の枠内に自由に記述してください。）

<table>
<tr><td>■ 諮問
□ 報告 事項</td><td colspan="2">地域見守り支援対象者名簿登録勧奨通知封入委託及び地域見守り支援対象者名簿並びに個人票印刷委託に伴う保有個人情報の外部提供及び外部提供に係る通知の要否について</td></tr>
<tr><td rowspan="4">根拠規定</td><td>□①条例第８条第２項第６号
本人外収集</td><td>□②条例第12条第２項第４号
目的外利用</td></tr>
<tr><td>■③条例第13条第２項第４号
外部提供</td><td>□④条例第14条第２項
電子計算機処理による記録項目の設定，追加又は変更</td></tr>
<tr><td>□⑤条例第15条第１項第２号
電子計算機処理による結合</td><td>□⑥条例第44条第２項各号に掲げる事項</td></tr>
<tr><td colspan="2">□⑦その他
（　　）</td></tr>
<tr><td>主管課</td><td colspan="2">福祉保健部地域福祉課</td></tr>
<tr><td>事務の名称</td><td colspan="2">①地域見守り支援対象者名簿登録勧奨通知封入委託
②地域見守り支援対象者名簿及び個人票印刷委託</td></tr>
<tr><td>事務の概要</td><td colspan="2">①地域見守り支援対象者名簿登録勧奨通知封入委託について
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10から第49条の13までの規定により地域見守り支援対象者名簿を作成し，福祉総合システムに登録し，管理をしている。
名簿の登録資格のある地域見守り支援対象者は，狛江市地域見守り活動支援対象者名簿登録制度実施要綱（平成27年要綱第104号。以下「要綱」という。）第２条の規定により次の者とされている。
（１）75歳以上の一人暮らしの者
（２）75歳以上のみの世帯（同居を含む。）の世帯員
（３）障害者手帳所持者
（４）介護保険要介護，要支援の認定を受けており，かつ，介護施設に入所していない者
（５）指定難病の患者
上記登録対象者で当該年度新たに対象者となった者については，名簿登録の勧奨通知を郵送で送付し，名簿登録の勧奨を行っている。
前年度までは，地域福祉課で職員が名簿登録の勧奨通知を印刷し，封入封緘し，郵送していた。
事務量が膨大であるため，今年度から氏名，住所，郵便番号を印字した勧奨通知並びに氏名，住所，性別及び年齢を印字した登録申込書を受託事業者にPDF形式のデータをCD-Rで引き渡し，CD-Rに格納されたデータから，勧奨通知及び登録申込書を各約1,000部印刷し，返信用封筒とともに窓あき封筒に封入し，封緘した上で市に封筒をCD-Rとともに返却していただき，市から郵送する。
②地域見守り支援対象者名簿及び個人票印刷委託について</td></tr>
</table>

	要綱第８条では，同要綱第７条に規定する組織に名簿登録のうち支援組織に名簿情報を提供することについて同意を得た名簿（以下「同意方式名簿」という。）を市と協定を締結した支援組織に提供することができるものとしている。現在，次の組織に同意方式名簿を紙媒体で提供している。 （１）狛江市民生委員・児童委員協議会 （２）狛江市社会福祉協議会 （３）地域包括支援センター（あいとぴあ，こまえ苑，正吉苑） （４）駒井町会 （５）調布警察署 （６）狛江消防署 提供後，福祉総合システムで管理している名簿情報と紙媒体で提供した名簿情報には差異が発生するため，年度末に支援組織に提供した同意式名簿（地域見守りあんしん”こまねっと”登録者名簿（以下「名簿」という。）及び地域見守りあんしん”こまねっと”個人票（以下「個人票」という。）をいう。）の差替えを行っている。 差替えを行うに当たり，前年度まで名簿及び個人票の印刷を地域福祉課の職員が行っていたが，印刷枚数が27,000枚と大量であるため，今年度から名簿及び個人票を受託事業者にPDF形式のデータをCD-Rで引き渡し，受託事業者が名簿及び個人票を印刷し，支援組織ごとの名簿とした上で，市にCD-Rとともに返却していただき，市が名簿及び個人票の差替えを行う。
実施時期	①平成29年11月初旬（毎年度11月頃実施予定） ②平成30年２月頃（毎年度２月頃実施予定）
件数	①約1,000件（対象者数） ②約4,000件（対象者数）

□収集する個人情報の項目

□目的外利用する
■外部提供する
□記録項目に設定する
□記録項目に追加する
□記録項目に変更する
} 保有個人情報の項目

基本的事項	心身の状況	家族状況等	社会生活
□識別番号 ■氏名 □本籍 □国籍 □生年月日 ■年齢 ■性別 ■住所 □電話番号 □電子メールアドレス □口座情報	□健康状態 □病歴 □身体の特徴	□家族状況 □親族関係 □婚姻	□職業 □職歴 □学歴 □学業 □資格 □賞罰 □成績 □評価 □財産 □収入 □納税状況 □趣味 □公的扶助
その他の記録項目	②については，別紙４及び別紙５のとおり		

外部提供先の概要	未定

<table>
<tr><td colspan="2">外部提供の形態</td><td>□紙媒体
■電磁的記録媒体
□その他の媒体
（具体的な形態）</td></tr>
<tr><td colspan="2">外部提供の理由，方法等</td><td>（理由，方法等）
①地域見守り支援対象者名簿登録勧奨通知封入委託
氏名，住所，郵便番号を印字した勧奨通知を受託事業者にデータ（CD-R）で手交する。
②地域見守り支援対象者名簿及び個人票印刷委託
名簿及び個人票27,000枚を受託事業者にデータ（CD-R）で手交する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">外部提供先での個人情報の管理の方法</td><td>①地域見守り支援対象者名簿登録勧奨通知封入委託
保有個人情報は，受託事業者が容易に編集できないPDFデータとし，当該PDFデータには,パスワードを設定し,受託事業者以外の者が当該データを閲覧できないようにした上でCD-Rを受託事業者に渡し，受託事業者が勧奨通知及び登録申込書を印刷した上で，施錠できる室内で封入及び封緘作業を行う。CD-Rは，委託期間内において施錠できる室内で保管し，委託期間終了後直ちに返却していただく。
②地域見守り支援対象者名簿及び個人票印刷委託
保有個人情報は，受託事業者が容易に編集できないPDFデータとし，当該PDFデータには,パスワードを設定し,受託事業者以外の者が当該データを閲覧できないようにした上でCD-Rを受託事業者に渡し，受託事業者が名簿及び個人票を施錠できる室内で印刷する。CD-Rは，委託期間内において施錠できる室内で保管し，委託期間終了後直ちに返却していただく。</td></tr>
<tr><td colspan="2">外部提供する条件</td><td>個人情報の保護については,狛江市個人情報保護条例の遵守を徹底させ，委託契約の中で厳密な取扱いを求めるとともに,個人情報の取扱いに関する特記仕様書を取り交わすこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">通　知</td><td>□有</td><td>□事前　□事後
（方法）</td></tr>
<tr><td>■無</td><td>（理由）
1　第13条第５項の規定の趣旨は，外部提供される保有個人情報の本人に対し，自己情報コントロール権の保障及び当該権利行使の機会の作出をすることにある。
2　しかし，本件においては，保有個人情報の外部提供をデータで提供するものの，受託事業者が容易に編集できない PDF データとし，当該 PDF データには,パスワードを設定し,受託事業者以外の者が当該データを閲覧できないようにするものとする。 CD-R で受託事業者に渡し，勧奨通知の印刷，封入・封緘の作業並びに名簿及び個人票の印刷は，施錠できる室内において作業するため，外部提供による保有個人情報の漏えいのリスクは非常に低いといえる。
また，本件事業は，地域見守り支援対象者制度を運営する上で</td></tr>
</table>

		必須の業務である。また，前年度まで本件事業を職員が行っていたが，作業量が膨大なこと，印刷量が膨大なため，印刷機器の寿命を速めてしまうことなどからも，外部提供の必要性が高いといえる。 3　そのため，保有個人情報を外部提供することにつき本人が自己情報コントロール権を行使しないことが一般通常人の立場から明らかであるといえる。 　よって，本件については，第13条第５項ただし書を適用し，外部提供にかかる通知は，不要といたしたい。 　なお，勧奨通知を送付する前並びに名簿及び個人票の印刷前に広報にてアンケート送付の周知を行うこととする。
そ の 他 資 料		①地域見守り支援対象者名簿登録勧奨通知封入委託 別紙１勧奨通知 別紙２地域見守り活動支援対象者名簿個人票 ②地域見守り支援対象者名簿及び個人票印刷委託 別紙３地域見守りあんしん”こまねっと”登録者名簿 別紙４地域見守りあんしん”こまねっと”個人票
備　　考		

別紙１

郵便番号　201-8585
住所　狛江市和泉本町１－１－５
氏名　狛江　太郎　様
バーコード

狛福地発第　　号
平成 29 年　月　日

狛江市長
高　橋　都　彦
（公印省略）

狛江市地域見守り活動支援対象者名簿の登録について

狛江市では、災害などが発生した時に、自分で避難することが難しい高齢者のみの世帯や障がいのある方などを対象に、**狛江市地域見守り活動支援対象者名簿**（裏面をご参照ください。）を作成しています。

この名簿は、市で保管するとともに、地域の支援組織（民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、町内会・自治会、防災会、警察及び消防等）と情報を共有し、災害発生時の安否確認などに利用するほか、日頃の見守り活動などにも役立てる予定です。

名簿への登録を希望される方は、「記入例」を参考に同封の「狛江市地域見守り活動支援対象者名簿登録申込書」に必要事項を記入の上、返信用封筒によりお申込みください。

受付期間　平成　年　月　日まで

（受付期間終了後も申込書の提出は可能です。）

＜提出先・問合わせ先＞
〒201-8585
狛江市和泉本町一丁目１番５号
電話 03-3430-1111（代表）
狛江市福祉保健部　地域福祉課（内線 2231・2232）

「狛江市地域見守り活動支援対象者名簿」については、裏面をご覧ください。

地域見守り活動支援対象者名簿とは？

「狛江市地域見守り活動支援対象者名簿」は、高齢者のみの世帯や、障がいのある方など、日頃から見守りが必要な方や災害時などに支援が必要な方の情報をあらかじめ登録するものです。
　名簿の情報は、民生委員や町会等の支援組織が日頃の見守り活動に活用するほか、大災害が起こったときなど、いざという時の安否確認等に活用します。

登録した名簿情報はどこに提供されるの？

「狛江市地域見守り活動支援対象者名簿登録申込書」により名簿登録をすると、下の支援組織等に情報が提供されます。

〔支援組織〕

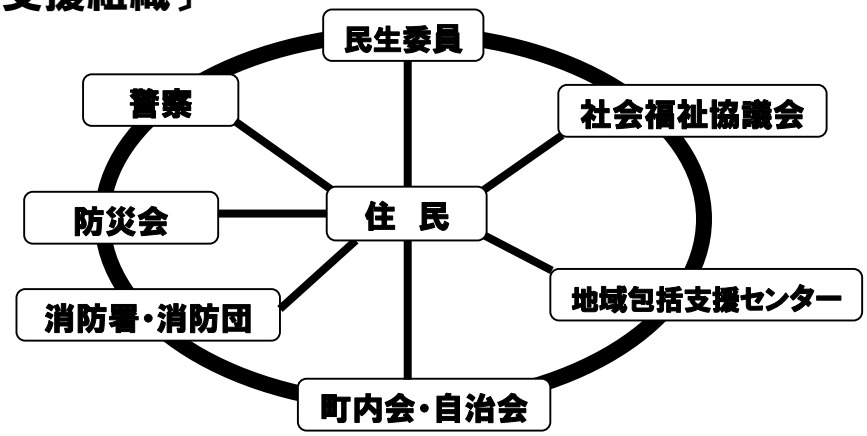

これらの支援組織は、狛江市との間で情報提供に関する協定を結び、個人情報の適正な管理について取り決めをしています。

＜注！＞　災害の規模によっては、支援をする人も被災者になってしまうこともあります。いざというときのため、名簿を登録する方も日頃から備蓄等の備えをしておきましょう。

第1号様式（第3条関係）

年度 狛江市地域見守り活動支援対象者名簿登録申込書

別紙2

狛江市長　宛て
※可能な範囲でご記入ください。

支援区分		登録番号	

本人の情報	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 名　前	コマエ　タロウ 狛江　太郎	性別	■男 □女	年齢	75 歳
	住　所	〒　201-8585 狛江市和泉本町１－１－５				世帯の人数 人
	日中はひとりですか	はい　・　いいえ		前回の答え		(はい又はいいえ)
	連絡先①	自宅電話番号				
	連絡先②	携帯電話番号				
	連絡先③	そ　の　他				

緊急時の連絡先	①	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 名　前		本人との続柄	
		住　所			
		連絡先①	自宅電話番号		
		連絡先②	携帯電話番号		
	②	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 名　前		本人との続柄	
		住　所			
		連絡先①	自宅電話番号		
		連絡先②	携帯電話番号		

◆日常的または緊急時に手助けが必要なとき援助してくれる人がいますか。 1 いない　　2 いる（ 親族 ・ 知人 ・ 近隣の人 ・ その他 ）	前回の答え
◆あなたの世帯の状況を選んでください。 1 ひとり暮らし　　2 同居全員が，75歳以上の世帯　　3 子どもと同居 4 子どもとその家族と同居　5 その他世帯　6 入院中・老人ホーム入所中	前回の答え

情報提供について　同意します ・ 同意しません （丸をつけてください。）

※「同意します」とは…記載した個人情報について，市及び市が協定を結んだ支援組織に情報提供すること，また，登録内容について市の保有する情報（住民基本台帳等）と照合することについて同意をするということです。

（記入日） 平成　　年　　月　　日　（登録者本人）署 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

（記入日） 平成　　年　　月　　日　（緊急時連絡先の方）署 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

第1号様式（第3条関係）

	本人の状況	必要なものなど
支援時に必要なこと	□一人で歩くことが難しい	□杖　□シルバーカー　□車いす □その他（　　）
	□耳の聞こえに不安がある	□補聴器　□筆記用具　□災害用ベスト □その他（　　）
	□視力に不安がある	□めがね　□白杖　□災害用ベスト □その他（　　）
	□コミュニケーションに不安がある	□ヘルプカード　□筆談器　□コミュニケーションボード □その他（　　）
	□その他　注意してほしいこと	□物忘れがある □その他（　　）

緊急時の準備	災害などの際に 避難先で必要なもの （準備しておくもの）	□常備薬　□入れ歯　□手帳等（身体，愛，精神，お薬） □保険証・医療証等　□いつも使用している医療機器
	その他 配慮が必要なこと	
	避難行動要支援者登録	□登録済　□登録していない　□対象外
	ヘルプカード	□発行済　□発行していない　□対象外
支援をしてくれる人	ケアマネジャー	事業所名（担当者の名前）　住所　〒 電話　（　　）
	相談支援専門員	事業所名（担当者の名前）　住所　〒 電話　（　　）
	かかりつけの 病院・医師	病院名（医師の名前）　住所　〒 電話　（　　）
	支援組織名	
	民生委員	
支援者の気づき	備　考　欄	
	支援者メモ	

※市が協定を結んだ支援組織については別紙参照　※この個人票について，民生委員は守秘義務を守ります。（民生委員法第15条）

別紙3

支援組織名

地域見守りあんしん”こまねっと”登録者名簿

No.	登録番号	住所	氏名	性別	年齢	連絡先①	連絡先②	世帯の人数	緊急連絡先				名簿登録の有無	ヘルプカードの有無	支援区分	世帯状況
									続柄	氏名	連絡先①	連絡先②				

別紙4

平成27年度地域見守りあんしん”こまねっと”個人票

支援区分		登録番号	

本人の情報	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 名　前		性別	□男 □女	年齢	歳
	住　所	〒			世帯の人数	人
	日中はひとりですか	はい ・ いいえ			前回の答え	(はい又はいいえ)
	連絡先①					
	連絡先②					
	連絡先③					
	障害者手帳	□身体 □愛の手帳 □精神			手帳の等級	
	主な障がい名				要介護度	

緊急時の連絡先	①	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 名　前		本人との続柄	
		住　所			
		連絡先①			
		連絡先②			
	②	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 名　前		本人との続柄	
		住　所			
		連絡先①			
		連絡先②			
避難場所					

◆日常的または緊急時に手助けが必要なとき援助してくれる人がいますか。	前回の答え
1 いない　　2 いる（ 親族 ・ 知人 ・ 近隣の人 ・ その他 ）	
◆あなたの世帯の状況を選んでください。	前回の答え
1 ひとり暮らし　2 同居全員が, 75歳以上の世帯　3 子どもと同居 4 子どもとその家族と同居　5 その他世帯　6 入院中・老人ホーム入所中	

	本人の状況	必要なものなど
支援時に必要なこと	一人で歩くことが難しい	□杖　□シルバーカー　□車いす □その他（　　）
	耳の聞こえに不安がある	□補聴器　□筆記用具　□災害用ベスト □その他（　　）
	視力に不安がある	□めがね　□白杖　□災害用ベスト □その他（　　）
	コミュニケーションに不安がある	□ヘルプカード　□筆談器　□コミュニケーションボード □その他（　　）
	その他　注意してほしいこと	□物忘れがある □その他（　　）

緊急時の準備	災害などの際に 避難先で必要なもの （準備しておくもの）	□常備薬　□入れ歯　□手帳等（身体，愛，精神，お薬） □保険証・医療証等　□いつも使用している医療機器
	その他 配慮が必要なこと	
	避難行動要支援者登録	□登録済　□登録していない　□対象外
	ヘルプカード	□発行済　□発行していない　□対象外
支援をしてくれる人	ケアマネジャー	事業所名（担当者の名前）　住所　〒 電話　（　　）
	相談支援専門員	事業所名（担当者の名前）　住所　〒 電話　（　　）
	かかりつけの 病院・医師	病院名（医師の名前）　住所　〒 電話　（　　）
	支援組織名	
	民生委員	
支援者の気づき	備　考　欄	
	支援者メモ	

様式第１号（第６条関係）

平成 29 年 9 月 22 日

防犯カメラ設置~~（変更・廃止）~~届

政策室長あて

狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する規則第６条第２項の規定に基づき，下記のとおり届け出ます。

担当部課	総務部総務課	届出番号	－
管理責任者	実施機関名	総務課	
	所属課長	総務課長	
取扱者	①総務課長		
	②総務課庶務統計係長		
	③		
防犯カメラ設置施設名称	狛江市庁舎		
防犯カメラ設置台数	１　台		
防犯カメラ設置場所及び撮影範囲	カメラ①　設置場所　庁舎駐車場天井 撮影範囲　庁舎１階出入口付近		
	カメラ②　設置場所　　撮影範囲		
	カメラ③　設置場所　　撮影範囲		
	カメラ④　設置場所　　撮影範囲		
防犯カメラ作動時間	24 時間		
撮影開始年月日	継続・新規（　平成 29 年 9 月 22 日　）		
映像データの記録媒体	①ハードディスク　②ＵＳＢメモリ　③その他（具体的に　　）		
映像データの保管場所	カメラ本体		
映像データの保管方法	視聴用ソフトウェア、ＩＤ及びパスワードによるセキュリティ確保 （※施錠等盗難及び紛失の防止のための具体的措置を記入）		
映像データの保管期間	10 日間 （※データを上書き保存する場合は，上書き保存までの期間）		

受付
29. 9. 25
政策室

記録媒体の廃棄方法（廃止の場合）	①粉砕　②溶解　③その他（具体的に　　）
廃棄担当職員	（※委託の場合は，委託先も記入）
廃棄実施日	年　月　日
委託の有無	有　・　無
委託先等（指定管理者・管理業務受託者　　）	
変更内容等（備　考）	

以下，政策室にて記入

審議会報告年月日	年　月　日

様式第１号（第６条関係）

平成 29 年 9 月 28 日

防犯カメラ設置（変更・廃止）届

政策室長様

狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する規則第６条第２項の規定に基づき，下記のとおり届け出ます。

担当部課	児童青少年部 児童青少年課	届出番号	－
管理責任者	実施機関名	上和泉学童保育所	
	所属課長	児童青少年課長	
取扱者	①上和泉学童保育所職員		
	②		
	③		
防犯カメラ設置施設名称	上和泉地域センター		
防犯カメラ設置台数	１台		
防犯カメラ設置場所及び撮影範囲	設置場所：上和泉地域センター西南側外壁軒下		
	撮影範囲：学童保育所玄関周辺		
防犯カメラ作動時間	０時 から 24 時 まで		
撮影開始年月日	継続・新規（平成 29 年 10 月２日）		
映像データの記録媒体	①ハードディスク　②ＵＳＢメモリ　③その他（具体的に　　）		
映像データの保管場所	事務室内		
映像データの保管方法	事務室内に保管 （事務室に施錠ができ，盗難及び紛失を防止）		
映像データの保管期間	14 日間		

受付
29.10.-2
政策室

記録媒体の廃棄方法（廃止の場合）	①粉砕　②溶解　③その他（　　）
廃棄担当職員	（※委託の場合は，委託先も記入）
廃棄実施日	年　月　日
委託の有無	有　・　無
委託先等（指定管理者・管理業務受託者　）	
変更内容等（備考）	

以下，政策室にて記入

審議会報告年月日	年　月　日

様式第１号（第６条関係）

平成 29 年 9 月 28 日

防犯カメラ設置（変更・廃止）届

政策室長様

狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する規則第６条第２項の規定に基づき，下記のとおり届け出ます。

担当部課	児童青少年部 児童青少年課	届出番号	－
管理責任者	実施機関名	猪方学童保育所	
	所属課長	児童青少年課長	
取扱者	①猪方学童保育所職員		
	②		
	③		
防犯カメラ設置施設名称	猪方学童保育所		
防犯カメラ設置台数	１台		
防犯カメラ設置場所及び撮影範囲	設置場所：猪方学童保育所玄関付近軒下		
	撮影範囲：門周辺		
防犯カメラ作動時間	０時 から 24時 まで		
撮影開始年月日	継続・新規（平成 29 年 10 月２日）		
映像データの記録媒体	①ハードディスク ②ＵＳＢメモリ ③その他（具体的に　　）		
映像データの保管場所	事務室内		
映像データの保管方法	事務室内に保管 （事務室に施錠ができ，盗難及び紛失を防止）		
映像データの保管期間	14 日間		

受付
29.10.-2
政策室

記録媒体の廃棄方法（廃止の場合）	①粉砕　②溶解　③その他（　　）
廃棄担当職員	（※委託の場合は，委託先も記入）
廃棄実施日	年　月　日
委託の有無	有　・　無
委託先等（指定管理者・管理業務受託者　）	
変更内容等（備　考）	

以下，政策室にて記入

審議会報告年月日	年　月　日

様式第１号（第６条関係）

平成 29 年 9 月 28 日

防犯カメラ設置（変更・廃止）届

政策室長様

狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する規則第６条第２項の規定に基づき，下記のとおり届け出ます。

担当部課	児童青少年部 児童青少年課	届出番号	－
管理責任者	実施機関名	松原学童保育所	
	所属課長	児童青少年課長	
取扱者	①松原学童保育所職員		
	②		
	③		
防犯カメラ設置施設名称	松原学童保育所		
防犯カメラ設置台数	１台		
防犯カメラ設置場所及び撮影範囲	設置場所：松原学童保育所玄関軒下		
	撮影範囲：門周辺		
防犯カメラ作動時間	０時 から 24 時 まで		
撮影開始年月日	継続 ・ 新規 （平成 29 年 10 月 2 日）		
映像データの記録媒体	①ハードディスク ②ＵＳＢメモリ ③その他（具体的に ）		
映像データの保管場所	事務室内		
映像データの保管方法	事務室内に保管 （事務室に施錠ができ，盗難及び紛失を防止）		
映像データの保管期間	14 日間		

受付
29.10.-2
政策室

記録媒体の廃棄方法（廃止の場合）	①粉砕　②溶解　③その他（　　）
廃棄担当職員	（※委託の場合は，委託先も記入）
廃棄実施日	年　月　日
委託の有無	有　・　無
委託先等（指定管理者・管理業務受託者　）	
変更内容等（備考）	

以下，政策室にて記入

審議会報告年月日	年　月　日

様式第１号（第６条関係）

平成 29 年 9 月 28 日

防犯カメラ設置（変更・廃止）届

政策室長様

狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する規則第６条第２項の規定に基づき，下記のとおり届け出ます。

担当部課	児童青少年部 児童青少年課	届出番号	－
管理責任者	実施機関名	東野川学童保育所	
	所属課長	児童青少年課長	
取扱者	①東野川学童保育所職員		
	②		
	③		
防犯カメラ設置施設名称	東野川学童保育所		
防犯カメラ設置台数	１台		
防犯カメラ設置場所及び撮影範囲	設置場所：東野川学童保育所玄関付近外壁軒下		
	撮影範囲：門周辺		
防犯カメラ作動時間	0時 から 24時 まで		
撮影開始年月日	継続・新規（平成 29 年 10 月 2 日）		
映像データの記録媒体	①ハードディスク　②ＵＳＢメモリ　③その他（具体的に　　）		
映像データの保管場所	事務室内		
映像データの保管方法	事務室内に保管 （事務室に施錠ができ，盗難及び紛失を防止）		
映像データの保管期間	14 日間		

受付
29.10.-2
政策室

記録媒体の廃棄方法（廃止の場合）	①粉砕　②溶解　③その他（　　）
廃棄担当職員	（※委託の場合は，委託先も記入）
廃棄実施日	年　月　日
委託の有無	有　・　無
委託先等（指定管理者・管理業務受託者　）	
変更内容等（備　考）	

以下，政策室にて記入

審議会報告年月日	年　月　日

様式第１号（第６条関係）

平成 29 年 9 月 28 日

防犯カメラ設置（変更・廃止）届

政策室長様

狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する規則第６条第２項の規定に基づき，下記のとおり届け出ます。

担当部課	児童青少年部 児童青少年課	届出番号	－
管理責任者	実施機関名	岩戸児童センター	
	所属課長	児童青少年課長	
取扱者	①岩戸児童センター長		
	②岩戸児童センター職員		
	③		
防犯カメラ設置施設名称	岩戸児童センター		
防犯カメラ設置台数	１台		
防犯カメラ設置場所及び撮影範囲	設置場所：児童センター玄関軒下		
	撮影範囲：正門周辺		
防犯カメラ作動時間	０時 から 24 時 まで		
撮影開始年月日	継続 ・ 新規 （平成 29 年 10 月 10 日）		
映像データの記録媒体	①ハードディスク ②ＵＳＢメモリ ③その他（具体的に ）		
映像データの保管場所	事務室内		
映像データの保管方法	事務室内に保管 （事務室に施錠ができ，盗難及び紛失を防止）		
映像データの保管期間	14 日間		

受付
29.10.-2
政策室

記録媒体の廃棄方法（廃止の場合）	①粉砕　②溶解　③その他（　　）
廃棄担当職員	（※委託の場合は；委託先も記入）
廃棄実施日	年　月　日
委託の有無	有　・　無
委託先等（指定管理者・管理業務受託者　）	社会福祉法人　雲柱社
変更内容等（備　考）	

以下，政策室にて記入

審議会報告年月日	年　月　日

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	後期高齢者医療に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
狛江市は後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
狛江市長

公表日
平成29年9月29日

［平成26年4月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収及び管理、医療給付に関する申請及び届出の受付事務を行うもの。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ○後期高齢者医療資格管理に関する事務 ○後期高齢者医療保険料の賦課・徴収に関する事務 ○後期高齢者医療医療給付に関する事務
③システムの名称	後期高齢者医療システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年法律第27号）第9条第1項及び別表第一の59の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号）第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施しない　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部保険年金課
②所属長	保険年金課長　浅見　秀雄
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	狛江市福祉保健部保険年金課　東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号　電話03-3430-1111（代表）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	狛江市企画財政部政策室　東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号　電話03-3430-1111（代表）

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成29年8月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成29年8月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月29日	Ⅰ関連情報1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	団体内統合宛名システム	削除	事後	
平成29年9月29日	Ⅰ関連情報5．評価実施機関における担当部署②所属長	鈴木　弘貴	浅見　秀雄	事後	
平成29年9月29日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数	2）1,000人以上1万人未満	3）1万人以上10万人未満	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	国民年金に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
狛江市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
狛江市長

公表日
平成29年9月29日

［平成26年4月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行うもの。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ○国民年金被保険者の資格取得・喪失・異動等に関する届出事務 ○国民年金保険料の免除申請等に関する事務 ○年金受給に伴う裁定請求に関する事務
③システムの名称	Acrocity国民年金住民情報システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年法律第27号）第9条第1項　別表第一の31の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施しない　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部保険年金課
②所属長	保険年金課長　浅見　秀雄
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	狛江市　福祉保健部保険年金課　東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号　電話03－3430－1111（代表）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	狛江市　企画財政部政策室　東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号　電話03－3430－1111（代表）

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成29年8月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成29年8月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月29日	Ⅰ関連情報5.評価実施機関における担当部署②所属長	鈴木　弘貴	浅見　秀雄	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
6	個人住民税課税事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
狛江市は，個人住民税の課税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが，個人のプライバシー等の権利利益の保護に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減するための適切なセキュリティ対策を講じることで，個人のプライバシー等の権利利益の保護を図っていくことを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
東京都狛江市長

公表日
平成29年9月29日

［平成26年4月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税課税事務
②事務の概要	狛江市では，地方税法に基づき，原則として1月1日現在で狛江市に住所があり，前年に一定以上の所得があった者に対して，個人住民税を課税する。税額は，広く均等に負担していただく均等割と所得に応じて負担していただく所得割との合計額となる。なお，個人の都民税は，個人の市民税と合わせて同時に計算・課税・徴収する。具体的には，①課税に向けて，1月1日時点の住民を把握し，課税資料を整備する。②前年所得の申告を受け付ける。③課税資料（申告書，給与支払報告書，年金支払報告書等）を合算し，内容を確認する。④整備された前年の所得・控除の内容から市民税・都民税を計算する。⑤課税計算した結果を納税義務者に通知する。 地方税ポータルシステム（eLTAX）で受付した電子データを総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて，eLTAXの審査システムで受領し，課税システムに取り込む。また，地方税ポータルシステム（eLTAX）を通じ，給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者に送付する。 国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データがeLTAXの地方税ポータルセンタで受け付けされ，総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて，国税連携システムに送付される。国税庁から，地方税ポータルセンタを通じて，所得税申告書等データ，法定調書（配当・報酬資料せん，年金・給与資料せん）データを受領する。また，地方税ポータルセンタを通じて，扶養是正情報等データを国税庁に送付する。
③システムの名称	①個人住民税システム ②審査システム（eLTAX） ③国税連携システム（eLTAX） ④宛名管理システム ⑤中間サーバー ⑥住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名
個人住民税情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条第1項 ・特定個人情報保護評価に関する規則第5条及び6条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	〈情報照会〉 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年法律第27号）第19条第7号及び別表第二の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号）第20条 〈情報提供〉 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年法律第27号）第19条第7号及び別表第二の2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号）第1,2,3,4,6,7,10,12,13,19,20,21,22,23,25,28,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,44,47,49,50,51,53,54,55,58,59,60条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	東京都狛江市市民生活部課税課
②所属長	課税課長　平林　哲郎

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	201-8585　東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号　　東京都狛江市企画財政部政策室

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒201-8585東京都狛江市和泉本町1-1-5　電話03-3430-1111 狛江市企画財政部政策室政策法制担当

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月29日	Ⅰ関連情報5.評価実施機関における担当部署②所属長	小川　守清	平林　哲郎	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
7	法人市民税課税事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
狛江市は、法人市民税の課税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益の保護に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減するための適切なセキュリティ対策を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を図っていくことを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
東京都狛江市長

公表日
平成29年9月29日

［平成26年４月　様式２］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	法人市民税課税事務
②事務の概要	狛江市では，地方税法に基づき，市内の事務所や事業所等がある法人等に対して法人市民税を課税している。税額は法人の所得の有無にかかわらず負担する均等割と，所得に応じて負担する法人税割がある。具体的には， ①法人情報及び課税情報の登録及び管理 ②法人市民税申告書の作成，送付及び受理 ③更正決定通知書の作成及び送付 ④法人市民税の調定 ⑤法人設立等申告書の審査及び受理 ⑥減免申請書の受理及び承認又は却下の決定並びに通知 ⑦更正請求書の審査及び受理 地方税ポータルシステム（eLTAX）で受付した電子データを総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて審査システム（eLTAX）で受領し，税務システムに取り込む。
③システムの名称	①法人市民税システム ②中間サーバー ③宛名管理システム ④住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名
法人市民税情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条第1項 ・特定個人情報保護評価に関する規則第5条及び6条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	〈情報照会〉 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年法律第27号）第19条第7号及び別表第二の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号）第20条 〈情報提供〉 なし

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	東京都狛江市市民生活部課税課
②所属長	課税課長　平林　哲郎

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒201-8585　東京都狛江市和泉本町1-1-5　電話03-3430-1111 狛江市市民生活部課税課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒201-8585東京都狛江市和泉本町1-1-5　電話03-3430-1111 狛江市企画財政部政策室政策法制担当

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月29日	Ⅰ関連情報5.評価実施機関における担当部署②所属長	小川　守清	平林　哲郎	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	軽自動車税課税事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
狛江市は、軽自動車税の課税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益の保護に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減するための適切なセキュリティ対策を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を図っていくことを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
東京都狛江市長

公表日
平成29年9月29日

［平成26年４月　様式２］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税課税事務
②事務の概要	狛江市では，地方税法に基づき，毎年4月1日（賦課期日）現在で，市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している方に対して，軽自動車税を課税している。また，身体障がい者の方等については，申請に基づいて軽自動車税を減免する。具体的には， ①窓口及び軽自動車検査協会・軽自動車協会・運輸支局からの連絡による車両の新規登録，廃車等の異動登録 ②4月1日時点の所有車両に対して当初課税 ③課税計算した結果を納税義務者へ通知 ④賦課情報に基づく申請に対する標識交付証明書・廃車証明書の発行 ⑤申請に対する軽自動車税の減免
③システムの名称	①軽自動車税システム ②中間サーバー ③宛名管理システム ④住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名
軽自動車税情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条第1項 ・特定個人情報保護評価に関する規則第5条及び6条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	〈情報照会〉 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年法律第27号）第19条第7号及び別表第二の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号）第20条 〈情報提供〉 なし

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	東京都狛江市市民生活部課税課
②所属長	課税課長　平林　哲郎

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒201-8585　東京都狛江市和泉本町1-1-5　電話03-3430-1111 狛江市市民生活部課税課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒201-8585東京都狛江市和泉本町1-1-5　電話03-3430-1111 狛江市企画財政部政策室政策法制担当

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月29日	Ⅰ関連情報5.評価実施機関における担当部署②所属長	小川　守清	平林　哲郎	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	固定資産税・都市計画税に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
狛江市は，固定資産税・都市計画税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて，特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し，このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で，個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
東京都狛江市長

公表日
平成29年9月29日

［平成26年4月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税・都市計画税に関する事務
②事務の概要	地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき賦課期日（1月1日）時点において，狛江市内に土地，家屋及び償却資産を所有している者に対し，固定資産税・都市計画税を算定し賦課を行う。 評価・賦課等事務 ①土地及び家屋は，法務局から登記情報を取得し，建築指導事務所等から建築確認等の情報を取得し，及び実地調査により所有者情報を取得する。 ②償却資産は，法人等からの申告書により所有者情報を取得する。 ③固定資産の評価及び税額の計算を行い，所有者情報を結び付け賦課データを作成する。 ④所有者からの申請に基づき減免，非課税の決定等をし，通知書を送付する。 ⑤賦課データから課税明細書・納税通知書の作成を行い，納税義務者へ送付する。確実に送達するにあたり，返戻となった通知書等について，所有者の現住所等を把握するため，住民票，戸籍謄本等の交付申請を行う。 ⑥賦課更正処理により更正及び随時課税等を行った場合に本人宛に通知する。
③システムの名称	①固定資産税システム ②審査システム（eLTAX） ③土地評価システム ④家屋評価システム ⑤中間サーバー ⑥宛名管理システム ⑦住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名
固定資産税（土地・家屋）課税情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項，別表1第16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	〈情報照会〉 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年法律第27号）第19条第7号及び別表第二の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号）第20条 〈情報提供〉 なし	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部課税課
②所属長	課税課長　平林　哲郎

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒201-8585　東京都狛江市和泉本町1-1-5　電話03-3430-1111 狛江市市民生活部課税課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒201-8585東京都狛江市和泉本町1-1-5　電話03-3430-1111 狛江市企画財政部政策室政策法制担当

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月29日	Ⅰ関連情報5.評価実施機関における担当部署②所属長	小川　守清	平林　哲郎	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
11	特別児童扶養手当の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
狛江市は，特別児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
東京都狛江市長

公表日
平成29年9月29日

［平成26年４月　様式２］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号），特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和40年政令第270号）その他関係法令に基づき，特別児童扶養手当に関する事務を行うもの。 特定個人情報ファイルは，以下の事務に使用する。 1　認定請求に関する事務 2　手当の額の改定の請求に関する事務 3　未支払の手当の請求に関する事務 4　特別児童扶養手当証書に関する事務 5　各種届出に関する事務
③システムの名称	福祉総合システム，庁内連携システム，団体内統合宛名システム，中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
特別児童扶養手当情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一 46の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（内閣府・総務省令第5号）　第37条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 16，26，30，56の2，57，87，116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第19条，第30条，第31条，第44条 【情報照会】 ・番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 66の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	児童青少年部子育て支援課
②所属長	子育て支援課長　白鳥　幹明

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	狛江市児童青少年部子育て支援課手当助成係 狛江市和泉本町一丁目1番5号　03-3430-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	狛江市企画財政部政策室　政策法制担当 狛江市和泉本町一丁目1番5号　03-3430-1111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人未満（任意実施）　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月29日	Ⅰ関連情報5.評価実施機関における担当部署②所属長	小川　みゆき	白鳥　幹明	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
12	児童扶養手当の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
狛江市は，児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
東京都狛江市長

公表日
平成29年9月29日

［平成26年４月　様式２］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）その他関係法令に基づき、児童扶養手当に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 1　認定請求に関する事務 2　手当の額の改定の請求に関する事務 3　未支払の手当の請求に関する事務 4　児童扶養手当証書に関する事務 5　各種届出に関する事務
③システムの名称	福祉総合システム，庁内連携システム，団体内統合宛名システム，中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
児童扶養手当情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という）第9条第1項及び別表第1　37項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（内閣府・総務省令第5号）　第29条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条及び別表第二 13，16，26，30，47，57，64，65，87，116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（内閣府・総務省令第7号）第12条，第19条，第31条，第35条，第36条，第44条 【情報照会】 ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 57の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	児童青少年部子育て支援課
②所属長	子育て支援課長　白鳥　幹明

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	狛江市児童青少年部子育て支援課手当助成係 狛江市和泉本町一丁目1番5号　03-3430-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	狛江市企画財政部政策室　政策法制担当 狛江市和泉本町一丁目1番5号　03-3430-1111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月29日	Ⅰ関連情報5.評価実施機関における担当部署②所属長	小川　みゆき	白鳥　幹明	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
16	児童手当又は特例給付の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
狛江市は，児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
東京都狛江市長

公表日
平成29年9月29日

［平成26年４月　様式２］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に従い，特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 認定請求の受理，その請求に係る事実についての審査 ② 額改定請求の受理，その請求に係る事実についての審査 ③ 公簿等によって確認したことに伴う職権に基づいた額の改定 ④ 未支払分の請求の受理，その請求に係る事実についての審査 ⑤ 受給者変更，年齢到達，住民票の異動や監護・生計の内容に伴う受給資格の変更・消滅処理 ⑥ 現況届の受理，その請求に係る事実についての審査 ⑦ 父母指定者の届出の受理、その請求に係る事実についての審査 ⑧ 法第28条の資料の提供等の求めに関する事務
③システムの名称	児童手当システム，庁内連携システム，団体内統合宛名システム，中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
児童手当情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第1 56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（内閣府・総務省令第5号）第44条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第7号　別表第2　26，30，87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（内閣府・総務省令第7号）第19，44条 【情報照会】 ・番号法第19条第7号　別表第2　74，75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第40条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	児童青少年部子育て支援課
②所属長	子育て支援課長　白鳥　幹明

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	狛江市児童青少年部子育て支援課手当助成係 狛江市和泉本町一丁目1番5号 03-3430-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	狛江市企画財政部政策室　政策法制担当 狛江市和泉本町一丁目1番5号 03-3430-1111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月29日	Ⅰ関連情報5.評価実施機関における担当部署②所属長	小川　みゆき	白鳥　幹明	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
17	子ども・子育て支援法に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
狛江市は，子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて，特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し，そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で，個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
東京都狛江市長

公表日
平成29年9月29日

［平成26年４月　様式２］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に従い，特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①子どものための教育・保育給付に係る支給認定 ②利用者負担区分の決定 ③保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理 等の事務を行う。
③システムの名称	Acrocity福祉総合システム，庁内連携システム，団体内統合宛名システム，中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
子ども子育て支援ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第９条第１項　別表第１の94の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第９条第１項　別表第２の116の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	狛江市児童青少年部児童青少年課
②所属長	児童青少年課長　鈴木　弘貴

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	狛江市児童青少年部児童青少年課 狛江市和泉本町一丁目１番５号 03-3430-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	狛江市企画財政部政策室　政策法制担当 狛江市和泉本町一丁目１番５号 03-3430-1111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月29日	Ⅰ関連情報5．評価実施機関における担当部署②所属長	上田　智弘	鈴木　弘貴	事後	